## 議案第16号

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の 一部を改正する条例

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

第3条 この条例による医療費助成金

(対象者)

- の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である
  - 重度心身障がい者であって、次の各 号のいずれかに該当するものとす る。
    - (1) 本市に住所を有する者(次 に掲げる者を除く。)

ア (略)

- ✓ 他の市町村から援護を受け、
  介護保険法(平成9年法律第
  123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は
  同条第25項に規定する介護保
  険施設に入所している者
- <u>ウ</u>他の市町村長が老人福祉法 (昭和38年法律第133号)

改正前

(対象者)

- 第3条 この条例による医療費助成金 の支給の対象となる者(以降降下各 は、医療保険を 者」という。)は、医療保険 規定する被保険者、組合員又加入 者のた者を含む。以下「被保である 等」という。)及び被扶養者 重度心身障がい者であっる 等のいずれかに該当する。 る。
  - (1) 本市に住所を有する者(次 に掲げる者を除く。)

ア (略)

第11条第1項第1号の規定に より、同法第20条の4に規定 する養護老人ホームに入所を委 託している者

- <u>工</u> (略)
- <u>オ</u> (略)
- <u>力</u> (略)
- キ (略)
- ク (略)
- <u>ケ</u> (略)
- コ (略)
- (2) (略)
- (3) 本市から援護を受け、本市 の区域外に設置されている介護保 険法第8条第11項に規定する特 定施設に入居し、又は同条第25 項に規定する介護保険施設に入所 している者
- (4) 市長が老人福祉法第11条 第1項第1号の規定により、本市 の区域外に設置されている同法第 20条の4に規定する養護老人ホ ームに入所を委託している者
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- <u>(8)</u> (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各 号のいずれかに該当する者は、対象 としない。
  - $(1) \sim (4)$  (略)
  - (5) 羽生市子ども医療費支給に 関する条例(昭和48年条例第19 号)に基づき医療費の支給を現に 受けている者
  - (6) <u>羽生市ひとり親家庭等の医</u> 療費の支給に関する条例(平成4

 イウ
 (略)

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

 (本)
 (本)

 (本)
 (本

(2) (略)

 (3)
 (略)

 (4)
 (略)

 (5)
 (略)

 (6)
 (略)

 (7)
 (略)

 (8)
 (略)

 (9)
 (略)

 (10)
 (略)

 ((略)
 (略)

 ((略)
 (略)

 ((略)
 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各 号のいずれかに該当する者は、対象 としない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

年条例第21号)に基づき医療費 の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市区町村 が実施する制度により乳幼児等、 重度心身障がい者及びひとり親家 庭等に対する医療費の支給を現に 受けている者

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第1号 イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、令和5年4月1日以後に 入居し、又は入所した者に適用する。

(助成金の調整に関する措置)

- 2 令和5年4月1日以後、新たに第3条第1項第1号イ又はウに規定する者となった者に対し本市が支給した医療費助成金は、当該者が同号イ又はウに規定する施設に入居し、又は入所する前の住所地の市町村長が支給したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により当該医療費助成金を当該市町村長が支給したものとみなしたときは、市長は、当該医療費助成金について当該市町村長と調整をしなければならない。

令和6年2月19日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明